2　国際運輸に従事する航空機において被用者として就労する者については、その就労に関し、その者の雇用者の所在する締約国の法令のみを適用する。

第九条　外交使節団の構成員、領事機関の構成員及び公務員

1　この協定は、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウィーン条約又は千九百六十三年四月二十四日の領事関係に関するウィーン条約の規定の適用を妨げるものではない。

2　1の規定に従うことを条件として、一方の締約国の公務員又は当該一方の締約国の法令において公務員として取り扱われる者が他方の締約国の領域内において就労するために派遣される場合には、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第十条　第六条から前条までの規定の例外

両締約国の権限のある当局又は実施機関は、被用者及び雇用者の申請又は自営業者の申請に基づき、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、第六条から前条までの規定の例外を認めることについて合意することができる。

第十一条　随伴する配偶者及び子

日本国の領域内において就労する者であって、第七条、第九条2又は前条の規定によりアイルランドの法令の適用を受けるものに随伴する配偶者又は子については、

(a)　当該配偶者又は子が日本国民以外の者である場合には、日本国の法令は、適用しない。ただし、当該配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、この(a)の規定は、適用しない。

(b)　当該配偶者又は子が日本国民である場合には、日本国の法令の適用の免除は、日本国の法令に従って決定する。

第十二条　強制加入

第六条から第八条まで、第九条2及び前条の規定は、各締約国の法令における強制加入についてのみ適用する。

第三部　給付に関する規定

第一章　アイルランドの給付に関する規定

第十三条　通算及び給付

1　アイルランドの法令に基づく保険の加入開始から少なくとも五十二週の保険料納付期間を満たしているが、給付を受ける権利の取得のための保険料納付要件を満たしていない場合には、アイルランドの実施機関は、この条の規定に基づき給付を受ける権利を確立するため、アイルランドの法令による保険期間と重複しない限りにおいて、日本国の法令による保険期間をアイルランドの法令による保険期間として考慮するものとし、当該保険期間をアイルランドの法令による保険期間と通算する。アイルランドの実施機関は、アイルランドの法令の下での関係法令上の保険料納付要件に従い通算される期間を基礎として、給付を受ける権利の取得について決定する。

2　アイルランドの実施機関は、次の方式に従い、支給するアイルランドの給付（死別手当金及び保護者給付（拠出制）を除く。）の額を計算する。

(a)　両締約国の法令によるすべての保険期間がアイルランドの法令による保険期間であったとした場合に支給される理論上の給付の額（成年有資格者に対する加算以外の追加額、補足又は加算を除く。）を計算する。

(b)　当該理論上の給付の全額に乗ずる比率を計算する。この場合において、当該比率は、該当する者がアイルランドの法令により満たしている保険期間の合計を、当該者が両締約国の法令により満たしている保険期間の合計で除して得られる比率と同一とする。

このようにして計算される比率を乗じて得られる額に、成年有資格者に対する加算以外の追加額、補足又は加算を加えた額が、アイルランドの実施機関により当該者に対して支給される給付の額となる。

3　死別手当金及び保護者給付（拠出制）については、支給される給付の額は、アイルランドの法令の下での関係法令上の保険料納付要件に従って決定する。

4　1の規定に基づき給付を受ける資格を決定するため、日本国の法令による一箇月の保険期間は、アイルランドの法令による四・三三週の保険料納付期間と同等のものとして扱う。このような計算から生ずる週の端数は、整数に切り上げる。ただし、いずれの保険料納付年においても保険料納付期間の週の総数が五十二を超えないことを条件とする。

第二章　日本国の給付に関する規定

第十四条　通算

1　日本国の実施機関は、日本国の給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、この条の規定に基づいて給付を受ける権利を確立するため、日本国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、アイルランドの法令による保険期間を考慮する。ただし、この規定は、各共済年金の職域加算年金及び保険料の還付として支給される一時金については、適用しない。

2　1の規定の適用に当たっては、

(a)　日本国の実施機関は、各暦年について、アイルランドの法令により当該暦年に付与された四・三三週の保険期間（アイルランドの実施機関により証明されたものに限る。）ごとに一箇月の保険期間を付与し、残余の端数は整数に切り上げる。日本国の実施機関により付与される保険期間は、一箇月を単位として、日本国の法令により保険期間として既に算入された月を除くほか、当該暦年において最初の月から始まる順序で割り当てる。ただし、日本国の法令による個々の給付を受ける権利の確立に必要な場合には、当該付与される保険期間の月は、当該暦年において最後の月から始まる逆の順序で割り当てる。この(a)の規定によって割り当てられる保険期間の月数及び日本国の法令により保険期間として既に算入された月数の総数は、一暦年について十二を超えない。

(b)　アイルランドの法令による保険期間は、日本国の被用者年金制度の保険期間及びこれに対応する国民年金の保険期間として考慮する。

第十五条　障害給付及び遺族給付に関する特別規定

1　日本国の法令が、障害給付又は遺族給付（保険料の還付として支給される一時金を除く。以下この1において同じ。）を受ける権利の確立のために初診日又は死亡日が特定の保険期間中にあることを要件として定めている場合において、初診日又は死亡日がアイルランドの法令による保険期間中にあるときは、これらの給付を受ける権利の確立に当たり当該要件は満たされたものとみなす。ただし、国民年金の下での障害給付又は遺族給付を受ける権利がこの条の規定を適用せずとも確立される場合には、この条の規定は、日本国の被用者年金制度の下での同一の保険事故に基づく障害給付又は遺族給付を受ける権利の確立に当たっては、適用しない。

2　1の規定の適用に当たっては、二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する者については、1に規定する要件は、日本国の法令に従って、一の被用者年金制度について満たされたものとみなす。

第十六条　給付の額の計算

1　日本国の実施機関は、第十四条1又は前条1の規定の適用により日本国の給付を受ける権利が確立される場合には、2から5までの規定に従うことを条件として、日本国の法令に従って当該給付の額を計算する。

2　障害基礎年金その他の保険期間にかかわらず一定額が支給される給付に関しては、当該給付を受けるための要件が第十四条1又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間及び保険料免除期間並びにアイルランドの法令による保険期間を合算した期間に対する当該保険料納付期間及び保険料免除期間を合算した期間の比率に基づいて計算する。

3　日本国の被用者年金制度の下での障害給付及び遺族給付（当該制度における保険期間が日本国の法令上定められた期間に満たない場合に支給されるものであって、支給される当該給付の額が当該定められた期間に基づいて計算されるものに限る。）に関しては、当該給付を受けるための要件が第十四条1又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、日本国の被用者年金制度における保険期間及びアイルランドの法令による保険期間を合算した期間に対する当該日本国の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。ただし、当該合算した期間が当該定められた期間を超える場合には、当該合算した期間は、当該定められた期間と同一の期間とする。